

## 木造住宅耐震診断助成制度のご案内

### 【対象者】

以下の対象住宅を所有する、市町村民税（特別区民税）の滞納がない個人。

（住宅が共有名義の場合は、共有者全員の合意に基づく代表者であること。）

### 【対象住宅】

平成12年5月31日までに着工された市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の一戸建ての木造住宅であって、延床面積の過半が居住用であるもの（従来工法のみ対象）。

### 【調査実施機関】

- 1 一般社団法人東京都建築士事務所協会南部支部の会員
- 2 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度実施要綱に基づき登録された耐震診断事務所

### 【助成額】

耐震診断に要した費用の3分の2以内の額（上限10万円）

（千円未満の端数は切捨て。助成金の交付は、同一の住宅に対して1回を限度とします。）

### 【助成対象となる耐震診断】

財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、既存の木造住宅の構造等の調査を行い、地震に対する住宅の安全性を評価するもの。一般診断、精密診断が含まれます。

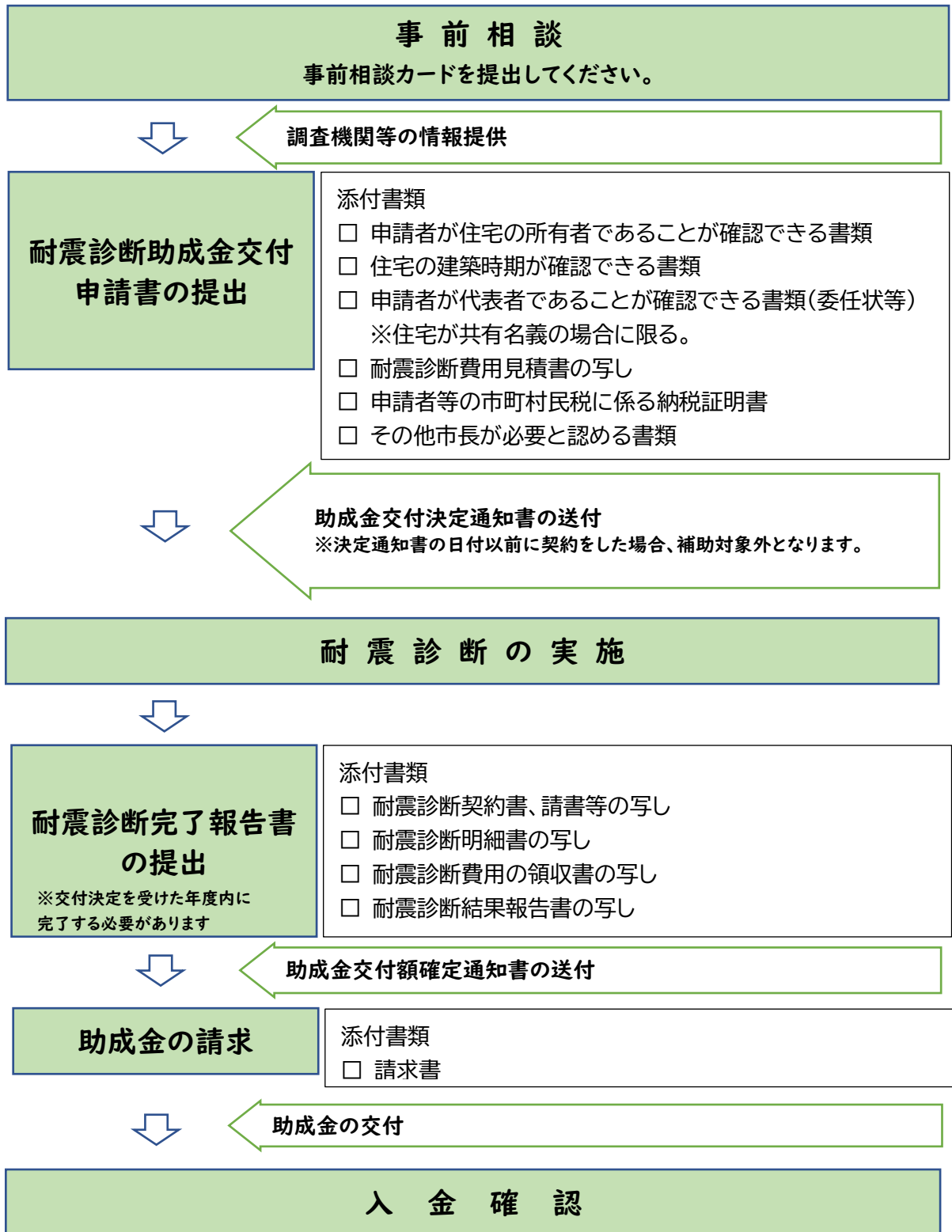
### 【注意事項】

- 1 令和9年2月28日までに耐震診断を終了すること。
- 2 助成金の交付は、同一の住宅に対して1回を限度とします。  
違反した場合は、助成金が取り消しになりますので、ご注意ください。

「木造住宅の耐震診断と補強方法」による診断	
一般診断	精密診断
耐震補強等の必要性の判定を目的とした診断方法。原則として内外装材を剥がすことはなく、建物の外観調査、設計図面及び地盤の状況などにより診断します。	補強の要否の最終判断及び補強後の耐震判定を主目的とする診断方法。必要な範囲で、外装材などを剥がし、より正確な情報を収集します。耐震補強設計を行う際は、精密診断を実施し、補強後の耐震性機能を確認します。

(a)地盤・基礎と(b)上部構造に分けて評価します。 (a)地震時に注意すべき注意事項を指摘します。 (上部構造の評価には含まれません。) (b)上部構造評点は、各階・各方向について、保有する耐力を必要耐力で除した値を算出し、その最小値を建物の上部構造評点とします。	上部構造評点	判定
	1.5以上	倒壊しない
	1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
	0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
	0.7未満	倒壊する可能性が高い

## 申請の流れ



不明な点、手続等の詳細は、耐震診断を実施せずに、まちづくり推進課へお問合せください。

小金井市都市整備部まちづくり推進課住宅係

電話:042-387-9861(直通)